

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要

(環境省・農林水産省共管)

法律案の目的

愛がん動物用飼料（ペットフード）の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

法律案の概要

愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準及び成分についての規格を設定し、その基準又は規格に合わないものの製造等の禁止
有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止
有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令
製造業者等の届出及び帳簿の備付け

国

製造方法等の基準・
成分の規格を設定

II

- 基準・規格に合わないものの製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令

海外からの輸入品

輸入業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製造業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製品

販売業者

(帳簿の備付け義務(小売の場合は除く))

安全な愛がん動物用飼料